

2014年ボリビア総選挙 —MASによる一党優位政党体制の確立—

舟木 律子

はじめに

2014年10月12日、多民族国ボリビアでは2009年の新憲法施行後2回目となる大統領・副大統領・国会議員選挙が実施された。結果は、2009年に引き続き社会主義運動・人民主権のための政治装置（Movimiento al Socialismo Instrumento Político por la Soberanía de los Pueblos: MAS-IPSP、以下MAS）のエボ・モラレス（Evo Morales）が、2位の民主統一党（Unidad Demócrata: UD）のサムエル・ドリャ・メディナ（Samuel Doria Medina）に30ポイント以上差を付け、得票率61%で圧勝した。国会議席数も憲法修正案の可決に必要な3分の2以上を確保し、MASによる一党優位が安定的に継続することとなった。本稿では今回の総選挙について、まずボリビアにおける大統領選挙のこれまでの経緯と今回の選挙の位置づけを確認し、つぎに今回の選挙戦を概観する。最後に選挙結果の詳細を、若干変化のみられた県別の状況に焦点を当てて確認した後に、ポスト・モラレスのボリビア政党システムの今後のシナリオを示す。

I 背景

ボリビアでは1982年に民政移管が実現し、1985年の普通選挙再開から2009年までに7回の大統領選挙が実施されてきた。この間の選挙への参加政党は、合計で39団体に上った。これら7

回の選挙のうち、最多の3回（1989, 1993, 2002年）で勝利を収めたのが国民革命運動党（Movimiento Nacionalista Revolucionario: MNR）、残る4回のうち2回（1985, 1997年）が国民民主行動党（Acción Democrática Nacionalista: ADN）、直近の2回（2005, 2009年）がMASによる勝利であった（*La Razón*, 4 de agosto de 2014）。議会構成政党数は、1985年には10政党、1989年5政党、1993年8政党、1997年7政党、2002年8政党と推移してきた（表1）。

民主化以来5回目にあたる2002年の選挙までは、1回目の選挙で単独過半数を獲得する政党がなく、議会での決選投票で大統領が決定される「議院内閣型大統領制（presidencialismo parlamentario）」が機能し（Mayorga [2001]）、これによってモラレス以前のボリビアの政治システムの特徴である「協約による民主主義（democracia pactada）」が確立する。ボリビアは1982年の民主化とともに成立した左派・人民民主連合（Unidad Democrática Popular: UDP）政権のもとで、対外債務危機への対応が遅れ、有効な経済立て直し政策を実施できないまま経済破綻し、政治的混乱を招いた経験を持つ。また、当時のボリビアにおいて、単独で議会での優位を占める与党は存在しなかった。そのような状況にあつて、新自由主義路線の経済政策と政治システムの安定性の両方を担保するという、政治的に容易でない課題に対応するためには、コンセンサス形成

を促進するような「協約による民主主義」モデルは有効に機能したといえる。

だがその一方で、有権者の投票に託された意思が最終的には議会での決選投票によって大統領選出に反映されないとして、有権者の不満を高めてきた (Ayo [2007: 26])。すなわち、有権者による直接選挙で決着が付かなかった場合、得票率に関わらず、有権者にとっては不透明な政党同士の取引で連合が形成されるのである。このため、1989年選挙で示されたように、選挙での得票率が1位の候補が必ずしも大統領になるとは限らず、また政党間の駆け引きの過程では、政府の重要ポストが取引され、政党間の政策距離よりも各党の利害

が優先された。

このボリビア版民主主義モデルは、2003年10月に、当時の大統領サンチェス・デロサダ (Gonzalo Sánchez de Lozada) を国外逃亡に追い込んだ天然ガスの輸出政策に起因する大衆暴動、いわゆる「ガス戦争」によって完全に失墜した。

その後新たに登場したのが、MASによる一党優位体制であった。MASは2005年の大統領選挙で、民主化以降の同国選挙史上初となる単独過半数54%の得票率で政権を獲得した。これ以降、今回の選挙も含めて、MASの単独政権が続いている。ただしこの第一次モラレス政権では、依然として与野党協議が必要とされる場面が存在し

表1 ボリビア大統領・副大統領・国会議員選挙 (1985～2009年) 結果 (%)

	1985		1989		1993		1997		2002		2005		2009	
	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席
第1政党	○32.8	31.5	25.7	30.8	●35.7	40.0	●22.3	24.6	●22.5	27.7	●53.7	55.4	●64.2	67.7
第2政党	●30.2	33.1	○25.2	29.2	21.1	26.9	18.2	20.0	20.9	20.8	28.6	33.1	26.5	28.5
第3政党	10.2	11.5	●21.9	25.4	14.4	10.0	○17.2	14.6	20.9	19.2	7.8	6.2	5.7	2.3
第4政党	5.5	6.2	12.3	6.9	○13.8	15.4	○16.8	17.7	○16.3	20.0	6.5	5.4	2.3	1.5
第5政党	4.8	4.6	8.1	7.7	○5.4	5.4	○16.1	16.2	6.1	4.6	2.2		0.5	
第6政党	2.6	3.8	2.9		1.9	0.8	3.7	3.1	○5.5	3.8	0.7		0.3	
第7政党	2.5	3.1	1.7		1.8	0.8	3.1	3.8	3.4	3.1	0.3		0.3	
第8政党	2.1	1.5	1.2		1.3		1.4		2.7		0.3		0.2	
第9政党	1.6	2.3	0.7		1.3		0.8		0.7	0.8				
第10政党	1.3	2.3			1.1	0.8	0.5		0.6					
第11政党	1.1				1.0				0.4					
第12政党	0.9				0.8									
第13政党	0.9				0.5									
第14政党	0.8				0.4									
第15政党	0.7													
第16政党	0.6													
第17政党	0.6													
第18政党	0.6													

(出所) TSE-PNUD [2010] より筆者作成。

(注) 得票率は大統領副大統領選挙 (= 国会議員比例区) の値、議席占有率はすべて下院 (130 議席) の値を示す。1985・1989・1993 年は比例代表制、1997 年以降は小選挙区比例代表並立制選挙による。太字は MAS とその前身 (1997 年統一左翼党) を示す。網かけは、中道右派・右派政党 (中道左派・左派を標ぼうした政党も、新自由主義政権与党連立に参加した時点で中道右派とみなす) を示す。●は大統領選出政党、○は連立参加政党。

た。このときの議会構成をみてみると、下院ではMASが絶対多数の議席を占めたものの（全130議席中72議席）、上院では劣勢（27議席中12議席）であり（TSE-PNUD [2010: 303]）、MASの公約でもあった制憲議会の実施詳細を定める法律のような重要法案の可決には、国会議員の3分の2以上の賛成が必要であったためである。そのような状況下で、MASは野党と国会内外で対立と調整を繰り返しながら、炭化水素をはじめとする資源開発分野や公共サービスの国有化に着手し（岡田 [2013: 33-34] ; MAS [2014: 11-13]）、制憲議会を実現している。

続く2009年の大統領選挙では、国家主導型経済政策への転換や、新憲法の制定などといった一連の政策への業績評価を得て（Došek [2014]）、2005年選挙からさらに10ポイント支持を伸ばし、64%の得票率でモラレスが再び大統領に当選した。また同時にMASは、憲法の一部改正法案の可決に必要な国会での3分の2以上の議席⁽¹⁾（上院36議席中26議席、下院130議席中88議席）を支配することに成功し（TSE-PNUD [2010: 370]）、選挙後の政権運営においても、完全な一党優位を成立させる。この第二次モラレス政権では、議会の利害調整機能が実質的にまひし、MASは自由に政策を実施することができた。だが一方で、2010年12月の石油燃料価格の大幅値上げ政策（Gasolinazo）に対する市民・社会組織の抗議運動や、2011年10月からのイシボロ・セクレ国立公園先住民居住区（Territorio Indígena y Parque Nacional Isiboro Sécure: TIPNIS）における道路建設に対する低地先住民組織からの抗議運動などの事例が象徴するように（岡田 [2011]; [2012]）、フェルナンド・マヨルガ（Fernando Mayorga）の表現を借りれば「市民によるチェック機能（control ciudadano）」が働くようになった（*La Razón*, 9 de

noviembre 2014）。MASはこのような市民からの拒否権の実力行使に対して、基本的にこれを受け入れ、政策の取り下げや修正をすることによって最終的な利害調整を進めるスタイルをとってきた。岡田が指摘するように、このやり方は第二次モラレス政権の「政策過程の不確実性」を持続する状況を招いている。一方で、これを「戦略的な不確実性（incertidumbres tácticas）」と表現するマヨルガの見方に従えば、おそらくこの政権運営のスタイルによって、完全な一党優位政党体制下においても国民の支持をつなぎとめておくことが可能になっている側面もあるといえよう（*Periódico Digital PIEB*, 10 de octubre 2014）。

このような状況のなか迎えた2014年10年の大統領選挙は、同国で民主化以降実施された大統領選挙では、最少となる5政党によって争われた。次章では、この大統領選挙に焦点を当ててみたい。

II 2014年大統領選挙出馬候補と政党

1 選挙制度

はじめに、簡単にボリビアの大統領・副大統領選挙および国会議員選挙の制度について触れておきたい。ボリビアは1997年選挙以降、小選挙区制を新たに導入し、小選挙区比例代表並立制をとる。この方式は2009年新憲法後も維持され、大統領候補と副大統領候補を筆頭とする拘束名簿式の比例区と、全国を人口、面積などに応じて分割した小選挙区（2009年70区、2014年63区）、さらに2009年の新憲法から新たに先住民特別区が導入され、これが全国7地域では小選挙区に代わる選挙区として並立する制度となっている。なお、比例区では大統領と副大統領のみ全国区の得票総計による多数制で、国会議員とは独立して選出さ

れる。各県一律4議席ずつの上院議員と、県人口に応じた議席配分となっている下院議員は、大統領・副大統領の得票を県区ごとに分割し、ドント方式により算定される。つまり、大統領・副大統領候補への投票が、そのまま比例区選出国会議員への投票と連動するしくみである。この制度において、有権者は大統領・副大統領候補（比例区と連動）と、小選挙区または先住民特別区への2票を同時に投じる⁽²⁾。また、2009年選挙からは、大統領・副大統領選挙のみを対象として在外投票が導入された⁽³⁾。当初は在外ボリビア人の多い4か国のみ（アルゼンチン・ブラジル・米国・スペイン）で実施されたが、今回は日本を含む33か国で行われている（TSE [2014a: 8]）。上下両院の議席配分は表2のとおりである。

大統領の当選ルール⁽⁴⁾は、最初の選挙で有効得票数の過半数（50%）の得票率を得るか、40%以上の得票率で、かつ2位候補に10ポイント以上の差を付けて勝つことである。それ以外の場合は、上位2位までの候補で有権者による決選投票が実施される。大統領と副大統領の任期は5年

で、2009年新憲法によって1度に限り連続再選が認められている。今回、モラレスの事実上の連続3選目となる大統領選挙への出馬は、この規定に照らして違憲であると野党からは非難されていた。だが、2009年憲法制定以前の大統領任期をカウントから外すという解釈の適用法（Ley de Aplicación Normativa）を成立させることによって、モラレスはこの非難を退け出馬した（遅野井 [2013: 33]）。

2 候補者・政党と選挙戦の展開

今回の大統領選挙には、現職を含む5人が立候補した。MASからモラレス、民主統一党からドリャ・メディナ、キリスト教民主党（Partido Demócrata Cristiano: PDC）からホルヘ・キロガ（Jorge Quiroga）、恐れなき運動党（Movimiento Sin Miedo）からファン・デルグラナド（Juan Del Granado）、最後にボリビア緑の党（Partido Verde de Bolivia）から、フェルナンド・バルガス（Fernando Vargas）である。本節では、まず投票予測値の推移と投票結果を確認したうえで、それぞれの候補

表2 2014年ボリビア総選挙の県別議席配分

県	人口	上院	下院 (130)		
	2012年統計値	比例区	比例区	小選挙区	先住民特別区
ラパス	2,706,359	4	14	14	1
サンタクルス	2,655,084	4	13	14	1
コチャバンバ	1,758,143	4	9	9	1
ポトシ	823,517	4	6	7	0
チュキサカ	576,153	4	5	5	0
オルロ	494,178	4	4	4	1
タリハ	482,196	4	4	4	1
ベニ	421,196	4	3	4	1
バンド	110,436	4	2	2	1
合計	10,027,262	36	60	63	7

(出所) TSE [2014b: 4], Ley No. 421 [2013] に基づき筆者作成。

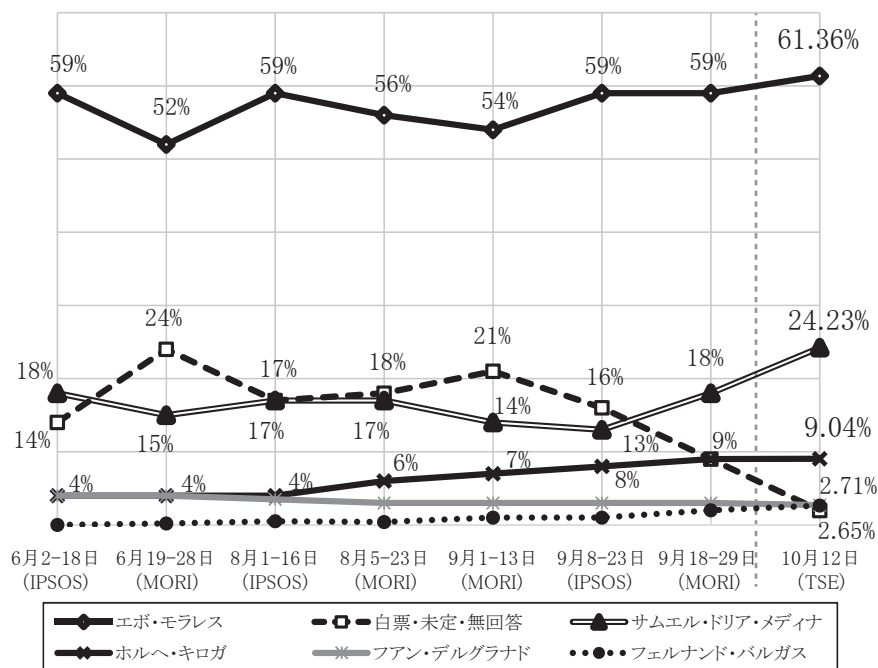
者・政党の選挙戦を振り返っていくこととする。

図1は、2014年6月から9月までに実施された民間調査会社IPSOSおよびMORIによる投票意思に関するアンケート調査の値の推移と、同年10月12日の選挙における最終的な得票率を示したグラフである。一見して明らかなように、モラレスの優位は選挙戦が本格化する前からおよそ確定しており、投票結果もほぼ予測通りとなった。対する挑戦者側の状況を見ると、2位のドリア・メディナと3位のキロガの間で、8月（IPSOS第2回調査）から9月中旬（IPSOS第3回調査）にかけて、徐々にドリア・メディナ票（17%→13%）がキロガ（4%→8%）へ流れた形跡がみられる。だが、最終的には中間層の浮動票が前者を選んだ

と考えられ（*La Razón*, 19 de septiembre 2014）、ドリア・メディナの得票率が24.23%に達し、キロガは9.04%に終わった。元ラパス市長のデルグラナドと、TIPNIS道路建設反対運動リーダーの一人であったバルガスは、終始有権者への支持を拡大できず、最終的に得票率3%のハードルを越えることができなかった。そのため、政党法（*Ley de Partidos Políticos*）第44条に従い、彼らを候補として擁立した両党は、政党としての法人格を失うこととなった（*La Razón*, 13 de noviembre 2014）。

ここからは、モラレスとドリア・メディナ、そしてキロガの選挙戦を中心に、その動きを振り返る。使用するデータは、2014年7月28日から

図1 2014年ボリビア大統領選挙・投票意思の推移と投票結果



(出所) *La Razón* (16 de octubre de 2014), MORI [2014: 9], TSE (www.oep.org.bo/Computo2014) をもとに筆者作成。

(注) 横軸の日付はアンケート調査実施期間、カッコは調査実施機関。ただし10月12日のTSE（選挙裁判所）は在外投票も含めた公式発表値。

10月17日までの3か月間にわたり「ラ・ラソン紙」の日曜版別冊「アニマル・ポリティコ」の特別版として出版された「アニマル・エレクトラル」である。オンライン検索で確認できる同特集の2014年大統領選挙関連で出された130件分の記事と、その前後期間で「ラ・ラソン紙」通常版からの関連記事10件分を、テーマ別に分類し、主要な論点ごとに再構成する。

「アニマル・エレクトラル」は、紙媒体で出版されたものは全29号、312ページに及ぶ選挙特集記事で、ラパス市に拠点を置く「ラ・ラソン紙」が中心となって作成されているが、それだけでなく、コチャバンバ市の「オピニオン紙」、スクレ市の「コレオ・デル・スル紙」、ポトシ市の「エル・ポトシ紙」など複数の新聞社と、IPSOS等の協力で生まれた。サンタクルス市の主要紙である「エル・デベール紙」が参加していないことに注意が必要であるが、大統領候補をはじめ、副大統領・国会議員候補・専門家、社会組織等に対し100件を超えるインタビューを実施しており、資料としての有用性は高いと考えられる（*La Razón*, 17 de octubre de 2014）。

(1) MAS

まず、MASの動きからみていこう。MASは現職のモラレスを大統領候補とし、同じく現職のアルバロ・ガルシア・リネラ（Álvaro García Linera）を副大統領候補として、3期目への政権の継続を目指した。MASが選挙に際しとった行動を対象別に大きく3カテゴリーに分けると、第一が組織内部に対する動きである。具体的には、投票統制が行われた可能性が高いことが挙げられる。第二に対野党では、候補者および党員の切り崩しを図りながら、野党の具体的政策案の欠如や、少しでも新自由主義的要素を含む政策案があ

れば、これを積極的に過去の新自由主義政権の失策と結び付けて批判した。最後に、有権者に対しては、現職の立場を利用し、選挙法（Ley del Régimen Electoral）を犯すことを恐れず選挙運動を展開し、とくに選挙戦終盤では大統領（比例区）も小選挙区も一貫してMASへ投票するよう呼びかけた。

1点目の投票統制に関して、まずMASの母体となる社会組織の一つ「全国農民労働者組合連合（Confederación Sindical Única de Trabajadores Campesinos de Bolivia: CSUTCB）」が組織決定をしたことが報道されている。同農労組連合幹部ダミアン・コンドリ（Damián Condori）は、この種の内部統制は「農村部では非常になじみのあるやり方」であるとし、選挙当日と各投票所の結果が出た段階で実施されると語っていた。選挙後、MAS以外の政党への票が入っていたことが明らかとなった投票所があれば、当該地域のすべての村落共同体が伝統慣習にのっとり罰せられる。この組織決定に従い、農労組連合のラパス県連の例では、すでに処罰として「むち打ちの刑」が決定していたという（*La Razón*, 27 de agosto de 2014）。また、ポトシ県のアイユ（高地先住民の伝統的自治単位）連合でも同様の組織決定がなされ、これを受けてMASのポトシ県選出の現職下院議員ルイス・ガジェゴ（Luis Gallego）は、「MASに投票しなかった者にはむち打ちの刑が下る」と公言していた（*La Razón*, 2 de octubre de 2014）。さらに、このような農村部の伝統慣習にのっとり内部統制だけでなく、公務員に対しても同様の指令が出されたことが、野党によって告発されている。それは複数の省庁で行われていたとされ、内容は、記入済みの投票用紙の画像を携帯電話で撮影し、それを後に上司に提示することで、現在の公職ポストを保証するというものであった。選挙

裁判所は選挙のおよそ1週間前に、野党キリスト教民主党の選挙対策委員長ルイス・バスケス (Luis Vásquez) および民主統一党の小選挙区候補ヒメナ・コスタ (Jimena Costa) から告発を受けると、急きょ、選挙当日の投票所における携帯電話をはじめとする電子機器の使用を、有権者および選挙管理委員に対して禁止する措置をとっている (*La Razón*, 7 de octubre de 2014)。

これらの投票統制は当然選挙違反であり、投票の自由や秘密投票の原理を否定する行為である。だが、仮に投票所での携帯による撮影は防げたとしても、農村部の伝統慣習に基づく共同体意識にまで歯止めをかけることは、現実的には難しかったのではないかと考えられる。ただし、近代的な「選挙」に参加する前の段階で、農民先住民は共同体レベルからの地道な討議を積み重ねた結果として、最終的な組織決定をしていることも看過してはならないだろう。そのような意思決定のやり方は、完全に近代化された社会に生きているわけではない彼らにとっては、共同体を基本単位とした「民主主義」の一つのあり方として受容されており、個人の自由を認める近代民主主義とは相いれないものである。これは「民主主義とは何か」という本質に関する議論を要するテーマであり、本稿においてはこれ以上踏み込むことはしないが、いずれにせよ、これがMASの標ぼうする「共同体民主主義」の一側面としてみられたことは確かである。

2点目の対野党の行動については、まず2009年選挙に引き続き、MASは野党候補者および党員の切り崩しを図っている (遅野井 [2010: 9]; LARR [2009])。切り崩しの対象となったのは、一つには左派で支持層が重なる恐れなき運動党で、8月上旬にはMASは同党からアベル・ママニ (Abel Mamani) を呼び戻すことに成功した。

ママニは、エルアルト市の住民組合連合のリーダーで、第一次モラレス政権では水大臣を務めた人物である。同時期に女性関係のスクandalにより大臣辞任に追い込まれ、その後恐れなき運動党に移っていたが、「モラレスからの招待」を受け、エルアルト市の住民組織の総会 (*magna asamblea*) でMASへの復党が承認されたため、所属政党の移籍を決めたという (*La Razón*, 13 de agosto de 2014)。さらに、9月初旬には恐れなき運動党から50人規模でリーダーや党員がMASへ移籍している。この事態を受け、9月中旬には恐れなき運動党党首のデルグラナドがラパス市内のホテルで会見を開き、MASに自党所属の国会議員候補や党員を買収されたとする具体的事例について告発している。報道レベルの情報からは買収行為の真偽は確認できないが、買収の取引材料として会見で示されたのは、現金や2015年地方選挙での基礎自治体候補枠、さらには「欲しいものなら何でも」で、買収した人物とされた人物の個人名が公表された (*La Razón*, 23 de septiembre de 2014)。その後、10月初旬の選挙前には、サンタクルス市でMASへ所属変更した元恐れなき運動党党員と現党員との間で殴る蹴るの暴力的衝突事件が起こっている (*La Razón*, 4 de octubre de 2014)。このような状況を踏まえると、MASの切り崩しが成功しており、恐れなき運動党はもはや冷静さを失うほど追い込まれていたのは間違いないだろう。

このほか、とくにメディアの注目を集めたのが、サンタクルス県選出の現職野党議員ジェシカ・エチェベリア (Jessica Echeverría) のMASへの所属変更である。エチェベリアは、ボリビア発展計画 (Plan Progreso para Bolivia - Convergencia Nacional: PPB-CN) の下院代理議員 (*diptado suplente*) として、ハンストなど反政府抗議運動

を主導し、モラレスや政府に対する激しい批判者として知られていた。移籍前には、キリスト教民主党の運動員として、サンタクルス県での党のスポークスパーソンを務めていた。東部への支持をさらに拡大したいMASにとって、こうした東部反政府勢力を象徴するような政治家の取り込みで成功したことの意義は大きかったと考えられる(*La Razón*, 2 de octubre de 2014)。

野党に対するMASの攻撃のもう一つのパターンは、野党を過去の新自由主義政権と結び付けるロジックと、具体的政策案に欠けることに対する批判であった。MASは、選挙期間中に開催された党首討論会や副大統領候補討論会のような場には、2009年同様欠席することを常としていたが、討論会やその他の場所での野党議員の発言内容は綿密にチェックしており、これを公の場で批判した。たとえば、民主統一党党首ドリア・メディナが「政府は再び石油燃料を値上げする構えである」と述べたことを受け、翌日には副大統領

ガルシア・リネラが会見を開き、この発言を否定している。同会見において、ガルシア・リネラはさらに、ドリア・メディナとキリスト教民主党の大統領候補者キロガをまとめて、両者の政策案が民営化への逆戻りを意味するものとして批判し、その模様は国営放送で流された(*La Razón*, 28 de agosto de 2014)。また、2014年9月29日に開催されたラパス記者クラブ主催の大統領候補者討論会の翌日には、社会運動調整副省大臣アルフレド・ラダ(Alfredo Rada)が、野党候補者は政権を担えるだけの具体的政策案を欠いており、皆一様に国の現状を批判するにもかかわらず、現政権の政策については「不思議なことに」全員が継続し続けている、と野党を一刀両断した(*La Razón*, 30 de septiembre de 2014)。

3点目に、MASが有権者に対してとった行動の特徴について触れておく。大きく二つあるが、一つはMASが現職の立場を利用し、選挙違反となる行為を頻繁に行っていたことである。今回

の選挙で、マスメディアを通じた選挙運動が許された9月12日以前から、MASは公共の電波を使って政権の功績を宣伝しており、8月下旬にはボリビアのカトリック教会団体（Conferencia Episcopal de Bolivia）によって、「国家財源を投じた選挙運動」を展開しているとして、公平性の観点から強く非難された（*La Razón*, 21 de agosto de 2014）。また同時期、8月22日にラパス市の北東部3地区のおよそ12万3000人の住民が受益者となるチュキアギージョ浄水場建設事業の竣工式が行われ、大統領と副大統領がともに式に出席し、MAS政権による公共事業の実現をアピールした。さらに、この同じ式典の場において、MASのラパス県選出国會議員候補者の紹介も行っている。その模様は国営放送局および民間放送局でも報じられ、モラレスは自ら「選挙違反を問われるだろうが、そうなれば罰金を払えばよい」という趣旨の発言もしていた。そのおよそ1週間後、実際に選挙裁判所はMASと国営放送局に対し、それぞれ13万ボリアーノス（日本円にしておよそ230万円弱）の罰金の支払いを命じている（*La Razón*, 27 de agosto de 2014）。このように、モラレスやガルシア・リネラは現職の立場を利用し、公共事業の完成式典などのイベントに出席する際には、選挙運動とみなされる発言を繰り返していた。このため、MASとの関係の透明性に対して野党から強い疑問を呈されていた選挙裁判所からさえも、実際に制裁を受け、またマスメディアを通じた選挙運動期間が終了する投票日の3日前には、とりわけ現職の2人に対して「選挙の沈黙期間」を守るよう勧告がなされていた（*La Razón*, 8 de octubre de 2014）。

有権者に対するMASの行動のもう一つの特徴は、とくに選挙戦終盤で、大統領（比例区）も小選挙区も一貫してMASへ投票するようとの、

モラレス自らによる強い呼びかけが行われた点である（*La Razón*, 2 de octubre de 2014; 7 de octubre de 2014）。この背景には、ボリビアでは小選挙区比例代表並立制が導入されてから、1997年、2002年、2005年、2009年と4回の選挙を通して、比例区と小選挙区で別々の政党に投票する「交差投票（voto cruzado）」が一貫して増加してきたことが指摘できる。政治学者のカルロス・コルデロ（Carlos Cordero）によれば、初回が推定30万票、2回目以降が、60万、90万、120万票弱と、交差投票が着実に増えてきたという（*La Razón*, 27 de octubre de 2014）。MASは、大統領・副大統領候補（比例区）には自党に投票しながらも、小選挙区で別の政党に投票される事態に直面し、議会の圧倒的多数となる3分の2以上の議席占有率を確保できない可能性を懸念していたのである。

(2) 民主統一党 vs キリスト教民主党

モラレスへの投票予測値が常に過半数を超えて推移していたのに対し、挑戦者側の民主統一党とキリスト教民主党では、野党第1党の座を狙って票の奪い合いが起こった。ただし、一貫して投票予測値で2位につけていたのは民主統一党のドリア・メディナであり、キリスト教民主党のキログに若干支持を奪われつつも、最終的には中間層の浮動票を味方に付け、キログを10ポイント以上引き離して野党第1党となった。

ドリア・メディナは、1990年代には伝統政党の一つ革命左翼運動党（Movimiento de la Izquierda Revolucionaria: MIR）に所属し、政府高官も務めたが、2003年10月のガス戦争を経て同党を離脱し、自ら国民統一党（Unidad Nacional: UN）を立ち上げた。ボリビアのトップ企業の一つである、ボリビアセメント会社SOBOCEの経営を立て直した功績で知られる企業家でもある。2005年よ

り国民統一党党首として大統領選挙に毎回出馬し、得票率は2005年が7.79%、2009年にはさらに2ポイント落とし5.65%と低い値で推移してきた。だが、党としてはこの比例区での得票率と小選挙区でのわずかな獲得議席を足し合わせて、かろうじて議席を確保することに成功してきた。今回の選挙の結果しだいでは、3回の選挙を生き延びた唯一の野党となる。なお、今回の選挙では国民統一党から民主統一党に名称が変わっているが、これはサンタクルス県知事ルベン・コスタス(Rubén Costas)率いる社会民主運動(Movimiento Demócrata Social: DEMÓCRATAS)と選挙協力の協約を結ぶことに成功したためである。

対するキロガは、国民民主行動党のバンセル(Hugo Bánzer)政権期の副大統領(1997~2001年)で、バンセルの健康問題により1年間大統領(2001~2002年)も経験している。また、2005年選挙では社会民主権力党(Poder Democrático Social: PODEMOS)党首として出馬し、28.59%の得票率で2位となり、当時の野党第1党を率いた。その後、2009年の大統領選挙には出馬していなかったため、今回の立候補は若干の「サプライズ」であった。政党は1950年代に創設されたキリスト教民主党からの立候補であるが、同党自身のイニシアチブというよりは、以前の国民民主行動党と連立に参加し、社会民主権力党の立ち上げにも関わったことがあるキリスト教民主党の協力を得て、キロガが大統領出馬を実現したという格好である(*La Razón*, 28 de julio de 2014)。自党の組織力に乏しいキリスト教民主党もまた、民主統一党と同じように、東部地域に組織基盤を持つ地方政党、あるいは伝統政党の地方支部への選挙協力を求め、東部のベニ県、タリハ県で、国民革命運動党の一部と地域政党「再生のための団結」(Unidos para Renovar: UNIR)から選挙協力の協約を取り

付けている(*La Razón*, 25 de septiembre de 2014)。

投票予測値や、より詳しい世論調査の結果を分析した現地アナリストからは、「野党中道右派の支持層は、ドリア・メディナとキロガのいずれにも投票し得る」(*La Razón*, 15 de septiembre de 2014)、「支持層は同じ中間層のセクター」と指摘されており(*La Razón*, 19 de septiembre de 2014)、同様に投票予測値を分析していたであろう民主統一党の側からもキリスト教民主党への攻撃が行われた。それは9月初旬の、民主統一党副大統領候補エルネスト・スアレス(Ernesto Suárez)元ベニ県知事による「キロガはMASではなくわれわれの票を奪っている」という発言から始まった(*La Razón*, 29 de septiembre de 2014)。キロガはこれに対して、民主統一党が2002年大統領選挙で国民革命運動党候補だったサンチェス・デ・ロサダ(Gonzalo Sánchez de Lozada)が雇ったのと同じアメリカの選挙専門のコンサルタント・チームを擁している点に触れ、自分が民主統一党の選挙戦略としてネガティブキャンペーンの標的にされたことと反発した(*La Razón*, 19 de septiembre de 2014)。

両党の政策提案についていえば、ドリア・メディナが民主統一党の目玉政策としてアピールしたのが技術革新センター(Centro de Innovación Tecnológica)の設立で、全国に100施設を整備し、毎年1施設あたり500人、全国で年間5万人、5年間で2万5000人に対して職業訓練の機会を提供し、零細中小企業レベルの産業育成を進めるとした(*La Razón*, 16 de septiembre de 2014; 25 de septiembre de 2014)。一方で、MASが指摘したような国営企業の民営化の意思はないこと、現政権が行っている条件付き給付型の社会保障事業はこれを評価し、拡大していくことなどもアピールしている(*La Razón*, 25 de septiembre de 2014; 1 de octubre de 2014)。一方、キロガが行った具

体的政策案としては、現在 MAS が完全に実権を握っている国営企業の所有権を国民に戻すべく、国営企業の株券 1 万ドル相当分を 1 人分として成人した国民全員に分配し、国民は年間 140 ドル程度の配当金を得られる制度を提案した (*La Razón*, 28 de Agosto de 2014)。しかし、いずれの候補の提案も MAS の支持層に訴える力は持ち得なかった。次章では、この選挙結果について、より詳しくみていくこととする。

III 2014 年大統領選挙結果

1 MAS：東部へのさらなる支持拡大と交差投票層の存在

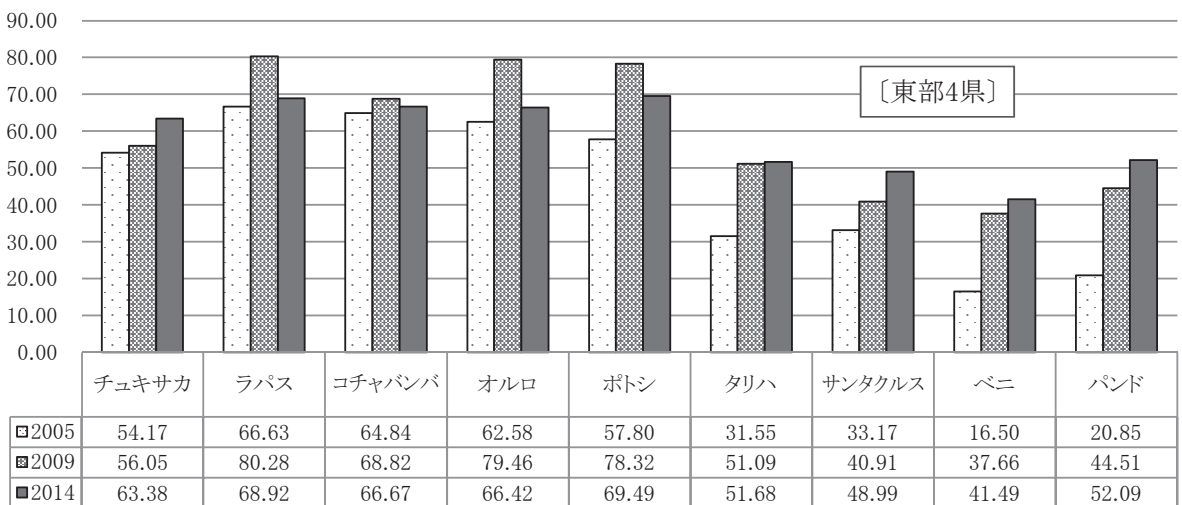
先にみたように、今回の大統領選挙の結果、MAS は全国で 61.36% の得票率を獲得し、議会での議席占有率ももくろみどおり 3 分の 2 を上回った。図 2 は MAS の得票率について、2005 年選挙から今回を含む 3 回のデータの推移を県ご

とに示したものである。

MAS の選挙地盤は従来、中西部地域（図 2 の左から 5 県目まで）に集中していたが、2005 年から 2009 年には東部 4 県での得票率も中西部とともに拡大させている。ただし、2009 年時点では、MAS は東部 4 県での得票率を大幅に拡大したものの、県単位の得票結果では、タリハ県を除き過半数には届かず、3 県で野党に負けていた。また、小選挙区だけでみれば、タリハ県を含む東部 4 県で野党に及ばなかった (TSE [2013])。そのため、今回の 2014 年の選挙でも、東部へのさらなる支持の拡大が図られた結果、MAS はベニ県を除く 8 県の比例区で勝利した (www.oep.org.bo)。その反面、これまできわめて高い得票率を誇ってきた中西部 5 県のうち、4 県で得票率を減少させたことが確認できる。

表 3 は、県別の各党の獲得議席数を示したものである。MAS は上院では 25 議席、下院では 88 議席を獲得し、単独で 3 分の 2 以上の議席を押さ

図 2 大統領選挙（2005, 2009, 2014 年）の MAS の県別得票率 (%)



(出所) 2005 年は TSE-PNUD [2010: 301], 2009 年は TSE [2013], 2014 年は TSE (www.oep.org.bo/Computo2014) をもとに筆者作成。

表3 2014年総選挙・県別議席分配結果

県	上院 (36)			下院 (130)											
	MAS	UD	PDC	MAS				UD				PDC			
				比例	小選挙	先住民	合計	比例	小選挙	先住民	合計	比例	小選挙	先住民	合計
チュキサカ	3	0	1	3	4	0	7	1	0	0	1	1	1	0	2
ラパス	4	0	0	8	14	1	23	4	0	0	4	2	0	0	2
コチャバンバ	3	1	0	5	8	1	14	3	1	0	4	1	0	0	1
オルロ	4	0	0	3	4	0	7	0	0	1	1	1	0	0	1
ポトシ	3	1	0	5	6	0	11	1	1	0	2	0	0	0	0
タリハ	2	1	1	2	2	1	5	1	1	0	2	1	1	0	2
サンタクルス	2	2	0	5	8	1	14	6	6	0	12	2	0	0	2
ベニ	2	2	0	2	1	1	4	1	3	0	4	0	0	0	0
バンド	2	2	0	0	2	1	3	2	0	0	2	0	0	0	0
合計	25	9	2	33	49	6	88	19	12	1	32	8	2	0	10

(出所) TSE [2014c: 18] をもとに筆者作成。

えた。MAS が選挙戦で危惧していた小選挙区の結果も、選挙区が前回から7区減り63区となっていたにもかかわらず、2009年と同様の49議席を押さえた。逆に野党側は、民主統一党とキリスト教民主党での票割れが起こったため、12の小選挙区でMASに議席を譲ることになり、前回野党が獲得した21議席から7議席少ない14議席となった(www.oep.org.bo)。

このように、結果的にMASの懸念は^{きゆう}杞憂に終わったものの、MASが交差投票自体を抑制できたわけではないという事実には注意が必要である。2009年の大統領選挙では、モラレス票(国内のみ285万1996票)のうち、およそ27%(77万6354票)が小選挙区では野党に投票した。これは在外投票を含む全国での有効得票数(458万2786票)で換算すれば約17%にあたる数字である(TSE [2013: 1-2])。今回の大統領選挙でも、モラレス票(国内のみ305万7618票)のうち約28%(85万3620票)が、小選挙区では同様にMAS以外の政党の候補者に投票している。これは、同じく在外も含む有効得票数全体(517万1428票)で換算

すれば約17%にあたる数字となる(TSE [2014: 166])。つまり、大統領候補としてはモラレスへ投票しても、小選挙区では野党に投票した交差投票の値が、依然として無視できないレベルで横ばいに推移した状況が確認できるのである。

2 モラレス票の説明要因

ここで、この大統領選挙におけるモラレス票の説明要因について推論を試みたい。ラテンアメリカ各国を対象とする世論調査であるLAPOPのデータを用いて、左派政権の再選についての分析を行ったドセックによれば、2009年の大統領選挙でのMAS支持者の投票行動の説明要因として、最も影響力があったのは、政権の業績評価(よい)で、つぎに地域(中西部)という属性変数であった(Došek [2014])。ほかには、社会階層に関連して教育変数(就学年数が短い)や非白人であること、経済に関しては、政府の失業対策への評価(よくやっている: LAPOP2010年調査で、国内でも深刻な問題という結果が出たため)や、国の経済状況への肯定的認識(1年前に比べてよくなった)

などの変数も、先の2変数ほどではないが影響が確認された。他方、家計についての肯定的認識（1年前に比べてよくなった）や、条件付き給付政策を受けた経験の有無などは、有意な影響がないことも確認された。

今回の選挙における投票行動を同様の分析方法で確かめるためには、LAPOPの2015年実施調査のデータが公表されるのを待たねばならないため、本稿では実際にこれを確認することはできない。よって、ここでは仮に、2014年選挙でのモラレス3選を可能とした有権者の投票行動が、2009年から大きく変わっていないと想定しよう。すると、今回のモラレスの勝利は、政権2期目に議会での圧倒的多数派を形成し、ときに政策に対する拒否権を市民から突き付けられながらも、そのたびに軌道修正を図り、「戦略的な不確実性」と表現される柔軟な政策運営を行ってきたことが、政権の肯定的な業績評価に結実した結果であると推測することができる。2009年選挙と2014年選挙の県別の得票結果からは、「地域」という属性の影響が若干弱まった可能性があると考えられるが、完全に有意でなくなるほどの劇的な変化とまではいいがたいだろう。

むすび

モラレス以前のボリビアの政党システムは、「協約による民主主義」と称される、サルトーリの分類に従えば、一種の穏健な多党制であった。今回の大統領選挙による第三次モラレス政権の成立は、そこからMASによる一党優位政党制がひとまず確立したことを意味しているといえよう。ただし、2005年から今回までに実施された選挙結果を概観するに、この「確立」がモラレス政権3期目後の2020年以降も継続するかどうかには、大いに議論の余地がある。これについては、少な

くとも次の5つのシナリオが想定されよう。

最初のシナリオは、モラレス政権が憲法の一部改正によって4期目続投となるケースである。この場合、現状の野党の集票能力の限界とモラレス政権への支持の高さから、MASによる一党優位体制は安定的に継続することが予測される。政府議会レベルではMASの独壇場となるため、そこで調整できない利害は2期目同様、市民からの異議申し立てにより柔軟に修正を図っていくだろう。「現在のところ」、モラレスは4期目「続投の意思はまったくない」としているが（*La Razón*, 15 de octubre de 2014）、今後もこの考えが変わらない保証はどこにもないため、一つの起こり得るシナリオとして想定される。

2番目から5番目のシナリオは、モラレスが発言どおり政権を降りた場合である。この場合、MASの組織内結束が、モラレスが大統領の座を降りても保持されるパターンと、それによって組織内で複数の派閥に分裂するパターンが予測される。またこれと同時に、MASの支持層とは異なる、中道右派層を支持母体とする野党が選挙前に統一政党を形成できるか否かによって、さらに二つの道筋に分かれるだろう。

この二つの分岐点を軸に順にみていくと、2番目に想定されるのは、MASが組織内結束を保持し、同時に中道右派系野党が選挙前に統一政党を形成することに成功するシナリオである。先の交差投票の分析からは、大統領候補個人としてはモラレスを支持するが、政党としてのMASに対する忠誠心は弱い層が、モラレス票の3割近く、有効投票数の17%ほどを占めると推計された。逆にいえば、組織統制が強い社会組織を中心に、MASの支持基盤を形成している層だけで、MASの推定得票率は45%ほどとなる。これに対して、中道右派系政党の支持層は、2005年選挙で44%（民

主社会勢力・国民革命運動・国民統一・革命新勢力)、2009年選挙で33%(ボリビア発展計画・国民統一・愛国社会統一運動)、2014年選挙の段階で35%(民主統一・キリスト教民主党)存在した(TSE-PNUD [2010]; TSE [2014])。これを踏まえると、現在ボリビアには中道右派系の支持層が35%前後存在するとみてよいだろう。このMAS45%、中道右派35%のバランスの上に、2009年と2014年に確認された17%の交差投票層の動きが加わる。この場合、交差投票層の5%分が引き続きMASに比例区で投票すれば、MAS政権は難なく継続するものの、議会での3分の2以上の議席占有率を保持するためには、さらに多くの支持が必要となる。交差投票層の動きしだいでは、MASの国会議席占有率で過半数割れが起こることも考えられ、そうなった場合は、MASの一党優位政党制は崩れ、二大政党制に近い政党制へと移行するだろう。

3番目のシナリオは、MASが組織内結束を保持し、中道右派系野党が統一政党を形成することに失敗するパターンである。この場合、MAS政権は継続し、中道右派系政党は選挙後に議会で協力体制をとると考えられる。結果として、MASによる一党優位体制が継続されるか、もしくは、MASの国会議席占有率が上記同様に過半数を割ったならば、MASと中道右派系政党連合による穏健な多党制、あるいは野党間のバランスによっては二大政党制へ移行するだろう。

4番目は、MASが、モラレスというリーダーの引退によって組織分裂するパターンで、同時に中道右派系政党が統一政党を結成するシナリオである。こうなれば、中道右派政権が誕生し、議会では、それまでMASを構成していた中道左派系の政党連合と対峙する穏健な多党制が出現すると予測される。5番目のシナリオは、4番目同様

MASが内部分裂するパターンにおいて、中道右派系政党の側も統一政党を形成できないシナリオである。この場合、大統領選挙における決選投票は必須となり、その結果は現段階では予測不可能である。議会では中道左派系政党ブロックと中道右派系政党ブロックに分かれ、穏健な多党制へ移行すると考えられる。

モラレス率いるMASの一党優位政党制のなかで、ボリビアでは2005年以降、左右両ブロックにおいて政党の取れん傾向が確認される。今後のボリビア政治を観察するうえでは、第一に、MASの支持母体である社会組織の政治的結束がどの程度強固かつ持続的なものなのか、第二には、中道右派系政党が統一政党を結成できるかどうか、という左右両ブロックの取れんの今後の展開に着目することが必要となるだろう。MASの支持母体を構成する社会組織は、先のボリビア農民労働者組合連合をはじめ、ボリビア先住民連合(CIDOB)、ボリビア開拓農民組合連合(CSCB)、クジャス・アイユ・マルカ全国会議(CONAMAQ)、鉱山労働者や零細企業団体等25団体を超える。それぞれの組織内の統制力は強いとはいえ、組織間の関係は基本的には分権的である。モラレスというリーダーが一線を退いた後に、これらの社会組織がMASという「政治装置」に結集させた組織力をどの程度保持できるのかによって、党としてのMASの権力維持、あるいはその存続も大きく規定され、中道右派系政党の復権も起こり得る。そのような観点から、3期目に突入したモラレスMAS党政権の動向に注目していきたい。

注

- (1) ボリビア新憲法:*Nueva Constitución Política del Estado* [2009: Art. 411]。ただし、憲法の全面的な改正案の発議は、国会での出席議員の過半数で可能である。
- (2) 2009年選挙では小選挙区が70議席、下院比例区

が53議席であったが、2012年の人口統計を基に、各県毎の議席数とともに、比例区と小選挙区での配分も調整された。その結果、サンタクルス県への議席配分が3議席増えた分、ポトシ県、チュキサク県、ベニ県でそれぞれ1議席減っている。法令第421号：*Ley del Distribución de Escaños entre Departamentos* [2013]。

- (3) 法令第26号：*Ley del Régimen Electoral* [2010: Art. 50]。
 (4) 法令第26号：*Ley del Régimen Electoral* [2010: Art. 52-53]。

参考文献

<日本語文献>

- 岡田勇 [2011] 「「ガソリナツソ」以降のボリビア政治・経済情勢」(『ラテンアメリカ時報』 1396号 41-43ページ)。
 —— [2012] 「2012年ボリビアの政策課題—TIPNIS道路建設問題を事例として—」(『ラテンアメリカ・レポート』第29巻第1号 83-92ページ)。
 —— [2013] 「ボリビアの政策過程の不確実性—モラレス政権の経済政策の残された課題—」(『ラテンアメリカ・レポート』第30巻第1号 32-42ページ)。
 遅野井茂雄 [2010] 「「ボリビア多民族国」への始動—新憲法下での選挙とモラレス政権の課題」(『ラテンアメリカ・レポート』第27巻第1号 4-13ページ)。
 —— [2013] 「チャベス後のボリビア・モラレス政権—長期政権化への道」(『ラテンアメリカ・レポート』第30巻第2号 26-35ページ)。

<外国語文献>

- Ayo, Diego [2007] *Democracia Boliviana: Un modelo para*

desarmar, 32 entrevistas por Diego Ayo, La Paz, FES-ILDIS.

- Došek, Tomáš [2014] “¿Por qué la gente vota a la Izquierda? Clivajes, ideología y voto retrospectivo en Bolivia y Uruguay en perspectiva comparada” (*DADOS-Revista de Ciencias Sociais*, vol.57, No.3, pp.773-815).
- LARR [2009] “Morales seeks out middle class support,” *Latin American Regional Report Andean Group*, November, RA-09-11, pp.10-11.
- Mayorga, René A. [2001] “Presidencialismo parlamentarizado y gobiernos de coalición en Bolivia,” Jorge Lanzaro, *Tipos de Presidencialismo y Coaliciones Políticas en America Latina*. pp. 101-135, CLACSO, (<http://bibliotecavirtual.clacso.org.ar/>) 2008年7月21日.
- MORI [2014] *Segunda Encuesta Pre-Electoral con Miras a las Elecciones Generales de 2014: Informe Metodológico y Resultados*.
- TSE (Tribunal Supremo Electoral) [2014a] *Elecciones Generales 2014 en Democracia Intercultural*, Separata No.1 (<http://www.oep.org.bo/>) 2014年2月10日.
- [2014b] “Reglamento Modificadorio para la Delimitación de Circunscripciones Uninominales” (<http://aclo.org.bo/electoral/>) 2014年3月10日.
- [2014c] “Resultados de las Elecciones Generales 2014” (<http://www.oep.org.bo/>) 2014年2月10日.
- TSE-PNUD [2010] *Atlas Electoral de Bolivia. Tomo I: elecciones generales 1979 - 2009. Asamblea constituyente 2006*. La Paz: TSE- PNUD.

(ふなき・りつこ/中央大学准教授)